

## 2

## 生活環境分野

### 公害のない、魅力あふれる循環型のまちとする

市民の誰もが健康で快適な生活ができ、資源循環型のまちとするために、公害の防止をより一層進めるとともに、市民・事業者・市が連携・協力して、限りある資源を持続的に利用できる「循環型社会\*」の構築を目指していくことが必要です。

都市と自然が共存する本市の特徴を生かし、身近に自然を感じられるまちとするために、市街地における緑の確保や、魅力ある川づくりを進め、また、美しく清潔なまちづくりに向けて、美しい街並み（景観）づくりや、ごみのない清潔なまちづくりを進めていくことが必要です。

### 現状及び課題

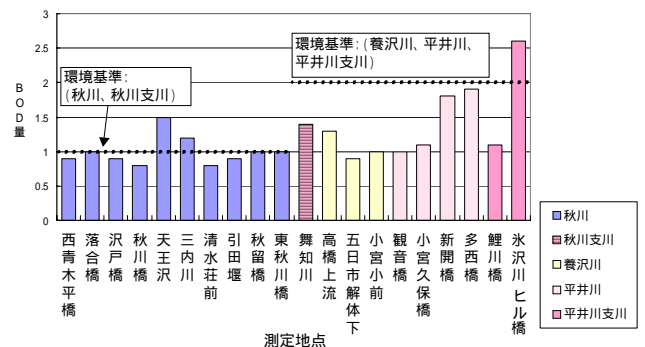
あきる野市は、東京都下にありながら水と緑に恵まれ、河川の水質や大気環境などの深刻な悪化は見られていません。しかし、1960年代以降の人口の増加や市街地の拡大などによって、環境負荷は増大し続けているといえます。

#### 公害

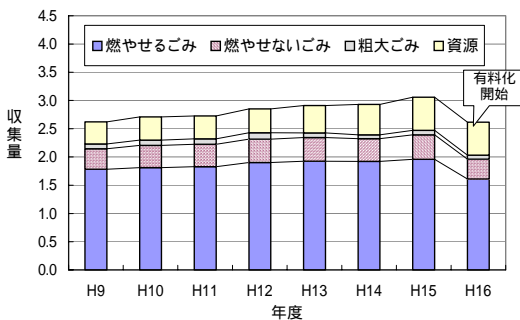
本市では、現在、およそ1世帯に1台の割合で自動車が普及しており、さらに、圏央道の開通に伴う交通量の増加などによって、大気環境への影響が懸念されます。

秋川や平井川などの水質は、環境基準\*を一部達成していない地点や項目があります。

平成16年度河川の水質汚濁測定結果(BOD)



ごみ総量の推移



#### ごみ・リサイクル\*

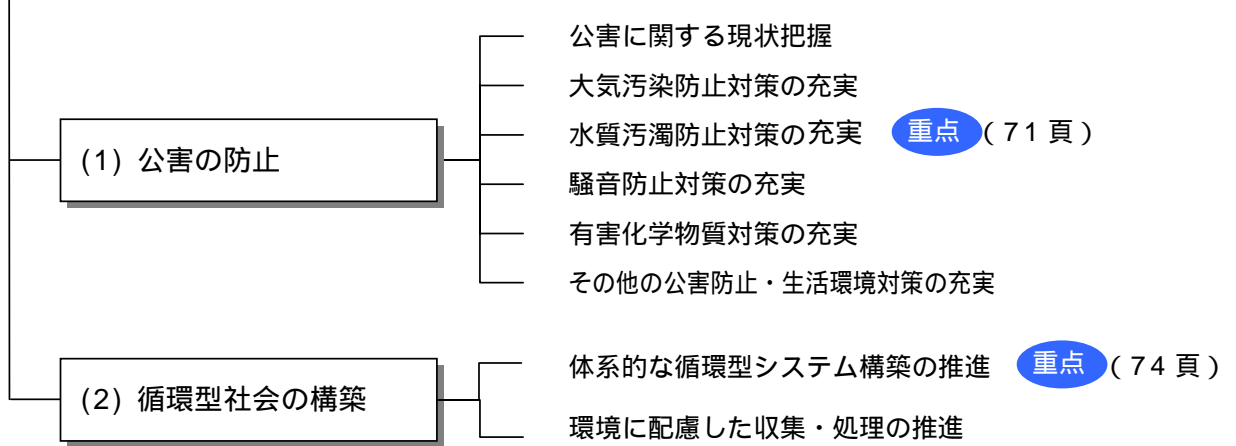
市から1年間に出ているごみの量は、約2万6千tにも及びます（一人一日当たり893g（平成16年度））。平成16年度（2004年度）から開始したごみの戸別収集・有料化により、ごみの量は減っていますが、より一層リサイクル等の取組を推進し、資源循環型社会の実現を目指していく必要があります。

#### 街並み・景観

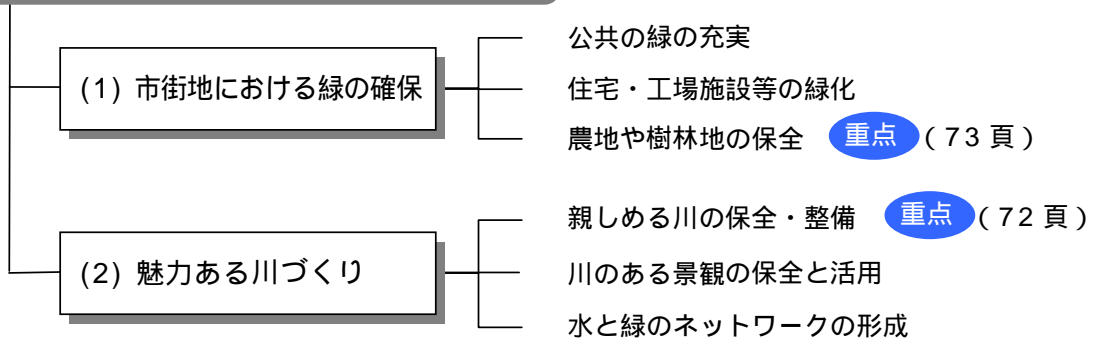
本市は、都市と自然が共存した様々な表情を持つまちです。それぞれの地域の資源や魅力を生かした街並みや景観づくり、市民にとって暮らしやすく快適なまちづくりを進めていくことが求められます。また、清掃活動などを通して、全市民が自分たちのまちを自分たちでつくるという意識を持つことが重要です。

## 分野ごとの施策体系

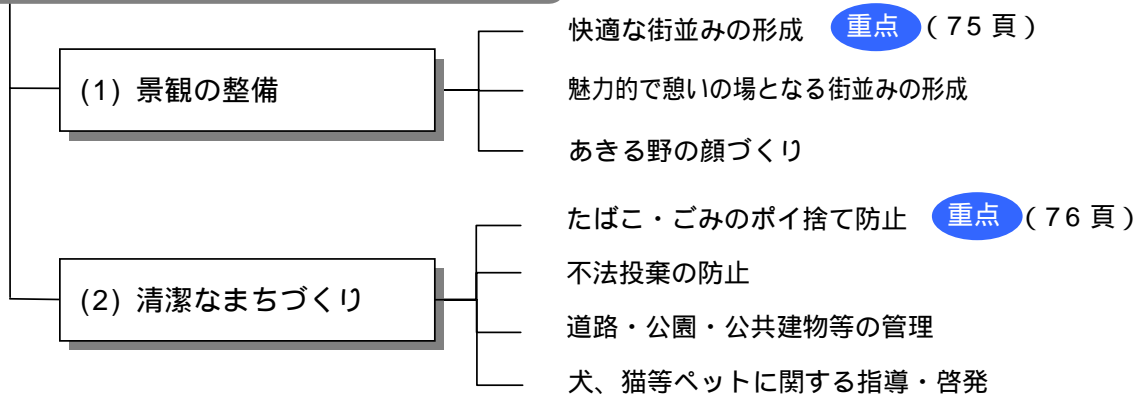
### 1. 健康で安全な循環型のまちの実現



### 2. 身近な自然を生かしたまちの創造



### 3. 美しく清潔なまちの形成



**重点** は、第4章の重点的に取り組むべき施策となるもので、( )内の頁は、その詳細について書かれている頁を示します。

## 施策の推進方策

### 1. 健康で安全な循環型のまちの実現

#### 【目標】

- ・ 誰もが健康で安全な暮らしができています。
- ・ 限りある資源が無駄なく利用され、循環型のまちづくりが進められている。

本市では、これまでも大気や水質、騒音・振動などの公害対策を進めてきましたが、これらの取組を継続、強化し、さらなる環境の改善に努めていきます。また、圏央道をはじめとする新たな道路建設に伴う環境負荷の増大や、有害化学物質の問題や新たな環境問題についても対策等を検討し、進めていきます。

ごみ減量やリサイクルについては、資源循環の視点からごみ問題を捉え直し、市民等の意識の向上や取組の強化を図るとともに、地域内で資源循環ができるような仕組みづくりを進めていきます。

#### 【目標達成のめやす】

指 標	目標値	現状値	関係主体		
			市民	事業者	市
・ 環境基準の達成率 (大気、水質等)	100%				
・ 市民一人一日当たりのごみ排出量	平成 16 年度比 10% 減 (平成 27 年度)	893 g (平成 16 年度)			
・ ごみの資源化率	-	22.3% (平成 16 年度)			

#### 【施策の進め方】

##### (1) 公害の防止

###### 公害に関する現状把握

市内の大気や水質などの環境調査結果や、電磁波\*、日照障害\*などに関する情報など、様々な情報を収集します。これらの情報は、広報や市のホームページなどで公開したり、環境関連講座等を通して伝えていきます。

なお、市内の環境調査は、引き続き毎年行っていくとともに、必要に応じて、調査項目や方法の見直し・充実を検討していきます。

## 大気汚染防止対策の充実

### ）自動車対策

本市での大気汚染の主な原因である自動車の対策を進めます。

まず、自動車の利用を減らすため、自家用車に乗らない日の設定をはじめ、徒歩や自転車、公共交通機関などへの移動手段の転換を促すとともに、自転車駐輪場の設置やるのバスの充実なども進めます。必要に応じて、JR 五日市線の運行本数の増便や路線バスの運行コースの改善などを関係機関に要請していきます。(78 頁参照)

自動車を利用する場合は、適正運転やアイドリングストップ\*など環境負荷が少ない運転(エコドライブ\*)をしてもらうよう、情報提供や啓発を行っていきます。

また、低公害車\*については、引き続き公用車への率先導入を進めるとともに、市民・事業者への普及・啓発に向けて必要な情報を提供していきます。(78 頁参照)

### ）工場・事業場対策

工場や事業場からの粉じん\*や悪臭\*の発生、また、不正焼却行為に対する指導を引き続き行うとともに、対策の強化を検討していきます。

## 水質汚濁防止対策の充実 **重点** (71 頁)

水質汚濁の主な原因である家庭や事業所からの排水対策を継続・強化するとともに、河川の水質調査を行い、現状把握・管理を行っていきます(71 頁参照)

また、清流保全条例の周知を図るとともに、洗剤の適正使用、廃油・有害化学物質等の適正処理などについても啓発します。

## 騒音防止対策の充実

工場・事業場や自動車等からの騒音対策として、苦情に伴う指導を継続して行います。また、幹線道路を計画する際に道路交通騒音の対策を実施するよう、東京都等に働きかけをしていきます。

近隣騒音\*対策として、夜間の自動車・バイク等による騒音発生の防止に向けた啓発を行っていくとともに、商店街のカラオケなどの騒音についても、継続して指導・啓発を行います。

航空機騒音については、関係機関等に対して、対策強化等の要請を行っていきます。

## 有害化学物質対策の充実

ダイオキシン類\*や PCB(ポリ塩化ビフェニル)\*、室内環境汚染物質\*、石綿(アスベスト)\*、農薬・殺虫剤などの有害化学物質について、市のホームページ等を利用して情報提供を行います。

「PRTR 法\*\*」や「東京都環境確保条例\*\*」に基づき、事業者は、有害化学物質に関する使用や保管の状況等を届出することが義務付けられています。市は、届出に関する指導等を行い、有害化学物質の適正使用や管理を促していきます。

## その他の公害防止・生活環境対策の充実

振動や土壌汚染\*の防止に向けて、関連法令に基づく工場・事業場への指導を継続して行っていきます。土壌汚染については、必要に応じて自主的な調査も奨励します。

家畜のふん尿等の臭気対策として、巡回指導や衛生管理に努めます。同時に、堆肥化に向けた排せつ物処理施設を整備していきます。

また、地下水の保全のために、家庭や事業所に対して、新たに井戸を設置する際の規制指導を継続して行います。

近年注目が高まっている光害\*については、現在のところ規制基準等はありませんが、国の光害対策ガイドラインを踏まえ、今後の研究課題とします。

その他、新たに顕在化する問題などについても、国や東京都の動向を見ながら、適宜情報を収集し、適切な情報を提供していきます。

### 施策・事業

関連する施策・事業	実施時期	関係主体			
		市民	事業者	市	所管課
・環境に関する情報の収集・公開（広報等）	継続				環境課
・環境関連講座の開催	継続				環境課
・環境調査の実施（項目等の見直し・充実）	継続				
・自動車による大気汚染の低減 （自動車利用の抑制、エコドライブの推奨）	短期				地域振興課 環境課 総務課
・公共交通機関等の利用促進 （駐輪場の整備、るのバス等の充実）	長期				
・低公害車の率先導入	継続				
・低公害車の普及・啓発（情報提供）	継続				
・粉じん防止対策の充実	継続				環境課
・悪臭防止対策の充実	継続				
・家庭・事業所排水対策（普及・啓発の実施）	継続				環境課
・工場・事業場からの騒音防止対策の充実	短期				環境課
・道路交通騒音対策の実施（都等への要望）	短期				まちづくり推進課
・近隣騒音防止対策の充実（啓発・指導）	短期				環境課
・航空騒音対策の実施	継続				企画課
・有害化学物質に係る情報の充実（情報提供）	継続				環境課
・有害化学物質の使用の適正化の促進 （届出に係る指導）	継続				

関連する施策・事業	実施時期	関係主体			
		市民	事業者	市	所管課
・振動防止対策の充実（苦情に伴う指導）	継続				環境課
・土壌汚染防止対策の実施（指導や調査の奨励）	継続				
・家畜のふん尿等の衛生管理の推進（指導、巡回・指導、排せつ物処理施設の整備）	継続				農林課
・地下水保全対策の充実（揚水規制）	継続				環境課 農林課
・光害防止対策の研究	継続				環境課

## （2）循環型社会の構築

### 体系的な循環型システム構築の推進 重点（74頁）

市民・事業者・市の三者の連携・協力によって、体系的な循環型システムを構築するために、廃棄物減量等推進審議会\*やごみ会議などを通じた取組を進めていくとともに（74頁参照）、買物や消費のあり方の見直し（グリーン購入\*）を含むごみの発生抑制\*やリサイクルを一連のシステムとして捉え、必要な取組を進めていきます。

#### ）グリーン購入・ごみの発生抑制の推進

市のホームページやごみ情報誌「へらすぞう」（写真）などで、グリーン購入の考え方や商品等を紹介するとともに、アンケート調査でその成果を把握していきます。同時に、省資源（レジ袋削減や簡易包装等）やロングライフ（長寿命）化\*に向けて、市民や事業者に対して啓発を行っていくとともに、ごみの減量化やリサイクルに積



極的に取り組んでいる店舗をエコショップとして認定する制度についても検討します。

市民等のごみ減量・リサイクルなどの意識を高めるために、引き続き「へらすぞう」等で情報提供・啓発を図るとともに（74頁参照）、リサイクルフェア（春・秋年2回開催）などのイベントの開催や、廃食油石けんづくりの推進、生ごみ処理機導入補助、EM菌パケツ\*の貸出（38頁参照）などを通して、「ごみにしない」取組を進めます。

また、必要に応じて、リサイクルしやすい商品の販売をはじめとする、省資源型経営\*に向けた事業者への指導を国や都に働きかけていきます。

#### ）資源循環型のシステムづくり

ごみの戸別収集・有料化の取組と併せて、引き続き、資源集団回収や、ペットボトル等の拠点回収なども進めていきます。

また、資源循環型のシステムづくりとして、市民・事業者・市の連携・協力による新たなリサイクルシステムを検討するとともに、落ち葉・剪定枝のリサイクル方法についても検討していきます。

## 環境に配慮した収集・処理の推進

環境に配慮した収集・処理を進めるために、引き続き、効率的な収集ルートを選定、収集車への低公害車の導入検討、清掃工場の適正管理とダイオキシン類の発生抑制などの対策を講じていきます。

### 施策・事業

関連する施策・事業	実施時期	関係主体			
		市民	事業者	市	所管課
・グリーン購入の推進 (考え方や商品等の紹介・PR)	短期				環境課
・省資源(レジ袋削減・簡易包装等)・ロングライフ(長寿命)化の推進(情報提供・意識啓発)	短期				
・エコショップ認定制度の検討	中期				環境課 商工観光課
・リサイクルフェアの実施	継続				環境課
・廃食油石けんづくりの普及	継続				
・生ごみリサイクルの促進 (生ごみ処理機導入補助・EM菌バケツ貸出)	継続				
・省資源型経営の推奨(国や都への働きかけ)	長期				
・ごみの戸別収集・有料化	継続				環境課
・資源集団回収の実施	継続				
・ペットボトル等拠点回収実施	継続				
・新たなリサイクルシステムの検討	中期				
・落ち葉・剪定枝等のリサイクル方法の検討	長期				
・環境低負荷型の収集の実現 (効率的な収集ルートを選定、収集車の低公害化)	継続				環境課
・ごみ焼却に伴う環境負荷の低減 (ダイオキシン類の発生抑制等)	継続				
・清掃工場の適正管理	継続				



【各主体に求められる行動】

健康で安全なまちにするために、私たちの日々の生活や事業活動に起因する公害を未然に防いでいくことが必要です。

また、循環型のまちづくりのために、毎日の暮らしや活動の中でのごみの3R行動\*(リデュース(発生抑制) リユース(再利用) リサイクル(再資源化))を進めることが必要です。

健康で安全な循環型のまちを実現する

共通

- ・身近な環境の現状に興味・関心を持ちます。
- ・環境関連講座などに参加します。
- ・自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用します。
- ・自動車を運転するときは、エコドライブを心がけます。
  - ・アイドリングをしない
  - ・急発進・急停車・急加速をしない
  - ・経済速度(一般道時速40km、高速道路時速80km)で運転する
  - ・無駄な荷物を積まない
  - ・定期的に点検する
- ・自動車の買換え・購入時には、低公害車を選びます。
- ・原則として、野外焼却(野焼き)などの不正焼却行為をしません。
- ・洗剤等は、環境にやさしいものを適量で使用します。
- ・ものを大切にし、なるべく長く使用します。
- ・生ごみ処理機やEM菌バケツなどを利用し、生ごみを減らします。

ごみの減量のための助成制度等

- ・家庭用電動式生ごみたい肥化処理機購入費の補助
- ・生ごみたい肥化容器(コンポスト)購入費の補助
- ・家庭用EM菌生ごみ処理容器(EM菌バケツ)の貸与(無償)
- ・1世帯2基まで、2年間を限度

問合せ先:環境課清掃・リサイクル係



市民

- ・夜間等のテレビ等の音量を調節するなど、近隣に配慮します。
- ・農薬や殺虫剤などは、適正に利用します。
- ・有害化学物質等に関する正しい知識を身につけます。
- ・買い物にはマイバッグを持って行き、レジ袋はもらいません。
- ・簡易包装や環境配慮商品を販売している店舗(エコショップ)等を利用したり、環境に配慮した取組や経営を行っている事業者の商品・サービスを利用します(グリーン購入)。
- ・フリーマーケットなどを活用して、リユースを進めます。
- ・地域の資源集団回収に参加・協力します。
- ・トレイやペットボトル、牛乳パックなどの拠点回収に協力します。
- ・ごみの分別や出し方などのルールを守ります。





事業者

- ・散水や覆いの活用などにより、粉じんの発生・飛散を防止します。
- ・脱臭装置の設置、排気口の位置や向きへの検討、家畜の適正管理等により、悪臭の発生を防ぎます。
- ・低騒音（振動）型機器の導入や防音設備の設置、稼働時間の配慮などにより、騒音の発生防止・被害低減を行います。
- ・夜間のカラオケなどは、近隣への迷惑にならないよう対策を講じます。
- ・ダイオキシン類、PCB（ポリ塩化ビフェニル）、石綿（アスベスト）などの有害化学物質の適正管理・処分及び必要な届出を行います。
- ・室内環境汚染物質、農薬・殺虫剤等の適正使用・管理を行います。
- ・地盤沈下\*を防ぐために、井戸の設置規制、揚水規制を守ります。
- ・「土壌汚染対策法\*\*」に基づき、土壌汚染の調査及び対策を行います。
- ・家畜のふん尿等を適切に処理します。堆肥化システムを検討します。
- ・消費者に対して、簡易包装の選択を呼びかけます。
- ・環境に配慮した取組・経営を行い、消費者に対してPRします。
- ・リサイクルしやすい商品・製品等の設計・製造・販売を進めます。
- ・資源の拠点回収、自社製品の回収・リサイクル等を進めます。
- ・ごみの分別・リサイクルを進めます。



市

- ・環境の現状や最新動向などについて、正しい情報を収集し、分かりやすい情報提供に努めます。
- ・市内の環境に興味を持ってもらえるようなPRを行います。
- ・航空機騒音対策や、広域での大気汚染対策、流域での水質保全対策などについて、国や東京都への要請、近隣及び流域市町村との連携・協力を進めます。
- ・率先してグリーン調達\*を進めます。
- ・学校や公共施設でのごみの分別・リサイクルを進めます。



協働

- ・河川の水質など身近な環境の現状を調べ、発表します。
- ・ごみの3R行動を進めます。
- ・グリーン購入の考え方を理解し、取組を広めます。

知ってるかな？

グリーン購入のすすめ ~あなたはいくつ出来ていますか？~  
 買う前に本当に必要かどうか考える  
 商品の製造から廃棄までのライフサイクル全体を考える  
 環境保全に取り組んでいる企業を選ぶ

参考：グリーン購入ネットワークホームページ (<http://www.gpn.jp/>)



## 2. 身近な自然を生かしたまちの創造

### 【目標】

- ・ 市街地の中に緑があふれ、誰もが身近にふれあっている。
- ・ 子どもたちが遊び、人々が集う魅力ある水辺が整備されている。

あきる野市は、市街地内にも農地や崖線緑地\*（緑）と、清流や湧水（水辺）が共存しているまちです。私たちの暮らしの身近にある、これらの自然資源を守り、共生していくために、適正な管理と有効な活用を進めていきます。

また、市街地内の緑を守り、増やしたり、子どもから大人まで誰もが親しめる河川環境の整備を進めていくことで、暮らしの中で身近に自然とふれあえる生活環境づくりを進めていきます。

### 【目標達成のめやす】

指 標	目標値	現状値	関係主体		
			市民	事業者	市
・ 市内の緑被率					
・ 「身近な自然を生かしたまち」の市民満足度（アンケート調査等で把握）	100%				

### 【施策の進め方】

#### （1）市街地における緑の確保

##### 公共の緑の充実

緑の基本計画等に基づき、街路樹の整備や地域にあった公園の整備を進め、市街地内の緑地を増やしていくとともに、市民による民間の遊び場の維持管理に対する支援を行います。

公園では、単に植栽を増やすだけでなく、ビオトープ\*などの設置についても検討していきます。

##### 住宅・工場施設等の緑化

「あきる野市ふるさとの緑地保全条例\*\*」に基づき、開発時における緑化を指導していきます。

家庭や地域、事業所での緑化を進めるために、広報、ホームページ等を通じて、緑化の効果などのPRを行うとともに、記念日などに植樹する記念樹制度や、苗木の無料配布や入手先等の情報提供などの支援策も含めた仕組みを検討していきます。

## 農地や樹林地の保全 **重点** (73 頁)

市街地内に広がる田園風景や、農地が持つ多様な機能を守っていくために、農産物の地産地消や環境配慮型農業（有機農法や減農薬など）の推進も含めて、様々な取組を進めていきます（73 頁参照）。

また、市内にある貴重な社寺林や屋敷林（名木・古木を含む）、緑地などを次世代に残していくために、保存樹木・保存緑地\*の指定を行います。

同時に、市民や事業者が自発的に緑を守っていくように、みどりの機能や大切さについて、広報や市のホームページ等を通じて情報提供・意識啓発を図っていきます。

### 施策・事業

関連する施策・事業	実施時期	関係主体			
		市民	事業者	市	所管課
・公園の整備の推進	継続				環境課 まちづくり推進課
・緑化の推進（開発時の緑化指導）	継続				環境課 都市計画課
・緑化の効果の PR	中期				環境課
・保存樹木・保存緑地の指定	継続				環境課
・みどりの大切さの PR	継続				

## (2) 魅力ある川づくり

### 親しめる川の保全・整備 **重点** (72 頁)

ホタルが舞い（支流部）、カジカやアユが泳ぎ（本流部）、子どもたちが安心して遊べるような、水がきれいで景観の美しい水辺空間を創造します（72 頁参照）。

また、子どもから大人まで誰もが、身近に水辺と親しめるように、水辺の生態系に配慮しながら親水散策路の整備を進めていきます。

### 川のある景観の保全と活用

「あきる野百景」の選定に当たり、将来にわたって残すべき川のある景観を選びます。また、その保全・活用方策についても検討していきます。

### 水と緑のネットワークの形成

湧水周辺の親水散策路の整備と併せ、既存の散策路や遊歩道について、東京都に対して、老朽化している箇所を改修を要請し、水と緑のネットワーク化を図ります。

また、「あきる野百景」を紹介し、市内の水と緑のネットワークを PR するために、市民参加で「水と緑のマップ」（前述）を充実します。

施策・事業

関連する施策・事業	実施時期	関係主体			
		市民	事業者	市	所管課
・親水散策路の整備の推進（再掲）	継続				まちづくり推進課
・あきる野百景の選定	短中期				環境課 都市計画課 商工観光課
・あきる野百景の保全・活用の検討	長期				
・散策路・遊歩道の整備（親水散策路の整備：再掲）	継続				商工観光課 まちづくり推進課
・水と緑のマップの充実	長期				環境課

【各主体に求められる行動】

身近な自然を生かしたまちづくりのために、市街地内の緑や水辺に関心を持ち、ふれあうとともに、自宅や事業所、公共施設での緑化を進めたり、魅力ある川づくりを一緒に進めていく必要があります。

身近な自然を生かしたまちをつくる

共通

- ・近隣の街路樹、公園等の管理に協力します。
- ・緑の持つ効用を理解し、知識を生かして管理します。
- ・地域の保存樹木・保存緑地に興味を持ち、保存に協力します。
- ・市内の清流や湧水について興味・関心を持ちます。
- ・河川敷等への不法投棄をしません。

市民

- ・ベランダや庭などで植物や花を育てます。
- ・家の周囲の緑を増やし、適正に管理します。
- ・地域での緑化活動や花いっぱい運動などに参加・協力します。
- ・川辺や湧水地で遊んだり、散策して、水とふれあいます。
- ・川のある風景を子どもたちに伝えます。



事業者

- ・工場や事業所の敷地内や周囲の緑化に努めます。
- ・開発行為を行うときは、既存緑地の保全、地域樹種\*による緑化に努めます。

市

- ・公共施設や学校の敷地内の緑化等を行い、周囲の緑を増やします。
- ・開発時には、既存緑地の保全、地域樹種による緑化に努めます。
- ・市民参加で河川の保全をできるような体制を整備します。
- ・公共施設へ雨水浸透ますを設置し、雨水の地下浸透に努めます。
- ・水辺や緑とのふれあいを生かした学習を行います。

協働

- ・水と緑のマップづくりを行います。

### 3.美しく清潔なまちの形成

#### 【目標】

- ・ みんなで一緒に、市内をきれいにする活動や街並みづくりを進めている。
- ・ ごみのない、美しく魅力的な街並みが形成されている。

美しく清潔なまちづくりを進めていくためには、美しい街並みの形成（景観づくり）や、ポイ捨て・不法投棄等の防止などを通して、地域 みんなで一緒に良好な地域の環境づくりを進めていくことが必要です。

また、自分たちの住んでいる地域に愛着と誇りを持てるよう、「魅力の向上」という視点で、市民（子どもや地域住民） 事業者が参加した清掃活動を進めるなど、あきる野市の魅力の再発見と活用も、地域 みんなの連携と協力によって進めていきます。

#### 【目標達成のめやす】

指 標	目標値	現状値	関係主体		
			市民	事業者	市
・ 街並みの美しさに関する満足度 （アンケート調査等で把握）	100%				
・ 不法投案件数					

#### 【施策の進め方】

##### （1）景観の整備

###### 快適な街並みの形成 **重点**（75 頁）

思わず「歩きたくなる」ような、安全で、調和のとれた美しい街並みや歩道の整備を進めていきます（75 頁参照）。

また、良好な街並みづくりのために、地区計画に基づき建物の高さや屋根の色などの規制等を行ったり、景観に配慮した街路灯の設置などを検討します。また、「景観法\*\*」に基づき、あきる野市の景観保全・形成の方向性等を定めた「都市景観ガイドライン」の策定を検討します。

さらに、市民参加によるまちづくりを進めるために、まちづくりや街並みづくりに関する仕組みなどを広く周知するとともに、協議会等の組織づくりや、マナーやルールの周知を進めていきます。



### 魅力的で憩いの場となる街並みの形成

市民の憩いの場として、オープンスペース\*を活用し、まちかど広場を整備します。

また、憩いを感じられるまちにするために、買い物マップ等（例：「秋川渓谷食のしおり」や「ますますマップ」）を作成します。「あきる野百景」も含めた観光スポットをPRし、観光客が訪れやすいように周辺環境の整備を行います。



「秋川渓谷食のしおり（左）」  
と「ますますマップ（右）」

### あきる野の顔づくり

特に駅前広場、幹線道路、商店街等、人が集まり、あきる野市の「顔」となる場所の景観を美しく整ったものにするために、ボランティアによる違反広告物撤去協力員を中心に、不適正な屋外広告物（看板等）の撤去を行います。また、電線の地中化なども検討します。

#### 施策・事業

関連する施策・事業	実施時期	関係主体			
		市民	事業者	市	所管課
・良好な街並みづくり（地区計画の活用）	継続				都市計画課
・景観保全・形成の方向性の決定（都市景観ガイドラインの策定等）	超長期				都市計画課 環境課
・市民参加型のまちづくりに向けた意識啓発（a.マナーやルール、b.まちづくり教育・組織づくり）	a.短期 b.超長期				まちづくり推進課 環境課
・まちかど広場等の整備	継続				まちづくり推進課
・買い物マップの作成	短期				商工観光課
・観光スポットのPR	中期				
・不適正な屋外広告物（看板等）の指導、撤去	継続				建設課
・電線の地中化の検討	短期				まちづくり推進課 建設課

## （2）清潔なまちづくり

### たばこ・ごみのポイ捨て防止 **重点**（76頁）

たばこやごみのポイ捨てがなくなるように、市民や事業者に対して継続して啓発を行っていきます（76頁参照）。ポイ捨て防止条例については、状況を見ながら研究していきます。



## 不法投棄の防止

不法投棄を未然に防ぐために、不法投棄パトロールや取り締まり、防止看板の設置などを継続・強化していきます。

また、不法投棄されてしまったものの回収や、不法投棄車両対策のバックアップ（警察への通報や車両の片付けに関する支援）を行い、まちを清潔に保ちます。

## 道路・公園・公共建物等の管理

清潔な街並みを保つために、引き続き、市民、事業者との協働による事業展開を進めていきます。

また、街並みづくりに重要な道路や公園、建物などの適正な管理を継続して行っていくとともに、市民参加による管理等についても検討していきます。

さらに、必要に応じて、空き地の所有者に対して、安全の面から適正な管理を指導していきます。

## 犬、猫等ペットに関する指導・啓発

ペットに関する苦情を減らすために、ふんの処理や飼育方法などについて、動物愛護センター等と協力し、指導・啓発を継続して行います。



### 施策・事業

関連する施策・事業	実施時期	関係主体			
		市民	事業者	市	所管課
・ポイ捨て防止条例の研究	中期				環境課
・不法投棄防止対策の充実	短期				環境課
・ごみ会議*の開催	継続				環境課
・道路・公園・公共建物等の適正管理の実施	継続				建設課 環境課
・空き地の適正管理	継続				環境課
・ペットの飼い方等の意識啓発	継続				健康課
・苦情対策	継続				環境課 健康課



【各主体に求められる行動】

美しく清潔なまちづくりのために、美しくあきる野らしい景観づくりや、清潔で快適なまちづくりを、みんなで一緒に進めていく必要があります。

美しく清潔なまちづくり

共通

- ・地域の街並みや景観に興味・関心を持ちます。
- ・ポイ捨てや路上・歩行喫煙はしません。
- ・不法投棄や違法駐車等はしません。
- ・身近な環境をきれいにします。

市民

- ・地域のみんで話し合い、街並みなどのルールづくりをします。
- ・不法投棄パトロールなどに参加します。
- ・ペットのふんはきちんと処理します。

事業者

- ・不適正な屋外広告物（看板等）などは設置しません。
- ・施設等の新設・増設の際は、周辺環境や街並みと調和するよう配慮します。
- ・開発行為等を行う場合は、街並みや周辺環境と調和した景観形成に努めます。
- ・産業廃棄物は適正に処理・処分し、不法投棄はしません。
- ・事業所近隣の清掃活動などを自主的に進めます。

市

- ・公共施設の新設・増設の際は、周辺環境や街並みと調和するよう配慮します。
- ・市民等が参加して街並みづくりを行える仕組みをつくります。
- ・ポイ捨て、不法投棄の防止などを広く呼びかけます。
- ・警察等の関係機関と協力して、不法投棄防止対策等を行います。
- ・不適切な看板、広告物を撤去します。

協働

- ・美しく、快適な景観や街並みのルールづくりなどを進めます。
- ・あきる野市らしい景観づくりを進めます。